

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策

山城 秀 市

(1) 尖閣諸島の帰属問題

武力衝突の危険性をはらむ尖閣諸島

台湾と中国が尖閣諸島について領有権を主張し始めたのは一九七一年のことである。この年が国際法上の争いが発生したことを決定する日（クリティカル・デート）⁽¹⁾となる。尖閣問題が紛争化したのは一九六八年、国連アジア極東経済委員会（ECAFE: Economic Commission for Asia and the Far East）の尖閣周辺に石油及び天然ガス田等の埋蔵海底資源存在の可能性があるという調査結果が発表されたことにあった。尖閣諸島周辺、領海外

側（二〇〇海里的排他的経済水域、EEZ）にある接続水域を台湾漁船や中国海警局の船が連日航行しているのが海上保安庁の巡視船によって確認されている。⁽²⁾

こうした状況のもと、二〇一〇年九月七日東シナ海の尖閣諸島北方で中国漁船が海上保安庁の巡視船への衝突事件が発生する。この中国漁船は拿捕され、船長が公務執行妨害で逮捕される。ここで尖閣問題は領海紛争問題から係争事件に転化する。中国漁船「閩晋漁5179」⁽³⁾が海上保安庁の巡視船「よなくに」と「みずき」に体当たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され船長が拘留される。ところが、那覇地方検察庁は処分保

留措置をとり、船長を残し船員全員を帰国させる。後に、事件処理の不手際が指摘されるに至った。^④当時、民主党代表選挙の最中で、選挙戦が後半に入り、激しさを増していた。仙谷官房長官が中国側に配慮して穏便な方針をとろうとしたのに対し、岡田外務大臣と前原国土交通大臣は法に基づいて対応すべきと主張する。これに対し中国側の反応は、丹羽駐中国大使を外務省に呼びつけ「日本側による違法な妨害行為を停止するように」と抗議した。また、中国外務省は記者会見で領有権の主張を含め、基本的な主張を述べているが、ネット上にはすぐに反応があらわれた。他方、日本側は方針が決まるまでに時間を空費しており、その結果、あたかも日本の海上保安庁の巡視船が中国漁船に不当な衝突をしたかのような、事実と正反対の虚構が早い段階でつくられてしまう。

さらに、ここで突如として問題の重大な焦点に浮上することになったのが東京都による尖閣購入問題である。二〇一二年四月、石原都知事はワシントンでの講演に際し尖閣諸島のうち個人所有の魚釣島、北小島、南小島の三島を都として購入する方針を発表する。本来、日本の固有領土である尖閣諸島に関して、政府が不作為を決め

込む以上は都が購入して「実効支配を強化」すべきというのがその理由であった。

次いで、二〇一二年九月、野田政権による尖閣諸島国有化の決定は、中国において反日デモを引き起こし、多くの日系企業が焼き討ちにあうという事態が頻発する。東京都による「買上げ」にしろ、また野田政権の「国有化」にしろ、その概念には日本と中国では受け取り方に双方で大きな違いがあった。「国有化」という言葉は、日本では所有するという意味合いが強いのに対して中国の場合、対外的な概念であり、国有化で実効支配を強化するという姿勢が伝わり、予想以上に中国の反発を買うことになった。^⑤

尖閣諸島の地理範囲

第二次世界大戦後、アメリカはサンフランシスコ講和条約第三条で尖閣諸島を含む南西諸島を一部として沖縄を施政権下に置いた。一九七二年、沖縄の返還に伴って尖閣は、沖縄本島とともに防衛区域に含められ、尖閣諸島が日本の領土領海であることは全く疑いのないものだと考えられた。沖縄を統治していた琉球列島米国民政府は一九五三年、布告二七号（Civil Administration

Proclamation N27) によつて琉球列島の地理的境界を定めて⁽⁶⁾いる。

それにより米国民政府及び琉球政府は、北緯二四度、東經一二二度区域内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海をその管轄区域に指定している。この中に尖閣諸島は入っている⁽⁷⁾。

敗戦を喫した日本は、連合国側のポツダム宣言を受け入れた。この戦後処理に関わる部分で中国側は多くの批判を投げかけ、「尖閣諸島はカイロ宣言、ポツダム宣言で中国に返却された」と主張する。

カイロ宣言は、周知のように第二次世界大戦中の一九四三年一月二二日、アメリカ大統領ルーズベルト、イギリス首相チャーチル、中華民国国民政府蒋介石がエジプトのカイロで行った会議で合意した文書である。その関連部分には領土不拡大の原則に立つものの、「右同盟国の目的は日本国より一九一四年の第一次世界戦争の開始以後に於いて日本国の奪取し又は占領したる太平洋における一切の島嶼を剥奪すること並びに満州、台湾、澎湖諸島のごとき日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り⁽⁸⁾」とある。但し、

ここでは日本が放棄すべき領土の中に尖閣諸島は明記されていない。

一方、ポツダム宣言は太平洋戦争末期の一九四五年七月二六日、アメリカ、イギリス、中華民国が日本に対して発表した無条件降伏の勧告書である。その中で日本の領土は第八項で「『カイロ』宣言ノ条項は履行セラルヘク又日本国ノ主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ⁽⁹⁾」と言及している。カイロ宣言、ポツダム宣言とも尖閣諸島が中国領だとも日本領だとも書いていない。そのことからカイロ宣言、ポツダム宣言を尖閣諸島の帰属問題の根拠とすることはできないと指摘される⁽¹⁰⁾。

サンフランシスコ講和条約と日本の国境問題

サンフランシスコ講和条約は朝鮮戦争中の一九五一年九月三日に締結された。中華民国（台湾）や新たに成立した中華人民共和国（中国）、また、ソ連は対日講和会議には参加するが、その内容に不満をもち調印を拒否している。サンフランシスコ講和条約第二条(b)は、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とした。第三条は尖閣諸島の名を

あげていないが、「日本国は、北緯二九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれら諸島の領域及び住民に対して、行政、立法および司法上の権力を有する」^⑬ものとされた。

ここでも尖閣諸島の帰属は記されていないが、先述の米国民政府布令や一九四六年の米海軍軍政府の布告によつて尖閣諸島が南西諸島に含められることは明らかである。そこには中華人民共和国政府、中華民国政府、両中国政府に対する配慮があり、冷戦期の東アジア情勢が反映されているものとみることができる。つまり、アメリカ自身が東アジアにおいて板挟みにならないようにするもので、後の沖縄返還合意に際してアメリカの中立姿勢の方針がうかがえるものである。アメリカ政府の尖閣諸島に対する政策は日中間、とりわけ沖縄周辺に係争地があればアメリカの東アジア戦略のための米軍の駐留が正当化されるというものである。^⑭尖閣諸島は日米安保条

約とアメリカの立場あるいは日米同盟における日本の立場のどちらを重視するかという二つの選択をせまられる問題になった。

日米安保条約と尖閣問題

日本とアメリカは一九五一年九月、サンフランシスコ講和条約の締結と同時に日米安全保障条約（旧安保条約）を締結し、一九六〇年六月に改訂延長された。正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」といい、旧安保条約と比べると、新たに締結された安保条約には名称に相互協力の言葉が加えられている。これは一九四八年六月、米国議会上院でバンデンバーグ議員（Arthur H. Vandenberg）が提案したものである。アメリカが結ぶ安全保障に関する条約は、継続的で効果的な自助および相互援助を条件とする、という決議（バンデンバーグ決議案）である。その背景要因にあげられるのは、旧安保条約が在日米軍の基地の自由使用を認めながら、その米軍に日本を守る義務はなかった。これは余りに露骨な占領継続的な条約であった。一九六〇年に締結された日米安全保障条約（新安保条約）第五条におけるアメリカは、日本の施政下にある領

域の防衛支援を義務づけられている。尖閣諸島に関していうと、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場合、たとえアメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとも、アメリカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動する」義務が生じるのである。¹³

そこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項目を設け、日本の施政下の領域における共通の危険に対処することが決められている。ここに相互協力をうたう理由がある。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防衛する根拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟って在日米軍の施設及び区域の使用が許容されることになった。また、ディーン・アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官は一九五〇年一月、アメリカの太平洋における安全保障ラインをアリューシャンから日本本土、沖縄、フィリピンにいたる太平洋全域にわたると表明し、日本と沖縄が戦略上重要な拠点になることを強調した。¹⁴ 日米安保条約と沖縄については、次節でも説明する。

沖縄返還交渉と尖閣諸島の領有権

アメリカ政府は一九七一年の沖縄返還協定とそれに関

連する「合意された議事録」によって、尖閣諸島が日本へ施政権を返還する地域の一部であることを認める。ところが、アメリカ政府は尖閣諸島の領有権をめぐる日本、中華民国（台湾）、中華人民共和国（中国）両中国間の対立について、この問題は当事国間で平和裏に解決されることを望むとだけ表明する。実際に、尖閣諸島の領有権に対するアメリカの中立姿勢は、返還交渉を通して日本の安全保障関係および日米同盟について多くの疑念を生じさせることになる。¹⁵ 現在、台湾及び中国両政府は七〇年代初頭、尖閣諸島の領有権について占有宣言を行い、強硬な姿勢を貫き、軍事衝突の危険をはらんだまま推移している。仮に、アメリカ政府が尖閣諸島の領有権が日本にあることを表明し、その立場と政策を明確にしていれば、少なくとも両中国政府は早々に諦めていたかもしれない。¹⁶ しかし、尖閣諸島の領有権問題に対するアメリカの中立姿勢は、首尾一貫しないまま推移し、日米同盟関係においても日本の安全保障政策あるいはアメリカ自身の戦略的な曖昧性をも生じさせてきた。

沖縄の施政権返還が構想されるのは一九五八年初頭で、そこで返還の可能性が検討され始める。しかし、この返

還構想は沖縄の統治を担当する軍部と国防省及び統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff）の反対によって実現しなかった。米公文書館の資料を駆使し返還過程を分析した琉球大学の我部政明教授は、アメリカ政府が認識する沖縄を日本へ返還することのメリットを次のように指摘する。第一に、アメリカが沖縄に見出した価値とは自由に使用できる基地の存在である。その自由使用を確保するためにすべての施政権を保持することが必要とされたのである。第二に、日米関係を安定・強化する必要があった。そのために日本政府の同意と協力を得て、自由に使える基地を確保すること。第三は、日本の防衛努力を促進・支援する一方で、アジアにおける日本の役割の自覚と強化を図る必要があった。それらは政治的、経済的あるいは軍事的な側面でアジアにおけるアメリカの政策に対する日本の「肩代わり」を期待してのものだった¹⁷。

また、施政権返還の背景要因には、沖縄県内の政治的な動向が関係する。一九六八年二月、当時のアンガー高等弁務官（F.T.Unger, L.T.Gen, 中将、一九六六年一月着任）は、同年一月の立法院議員選挙と同時に琉球政府行政主席選挙を実施すると発表した。主席公選実施

は、アメリカの沖縄統治に関する基本方針を定めた「琉球列島に関する大統領行政命令10713」（一九五七年六月五日）第八項を一部修正する法的措置にもとづいていた。当初の第八項は、立法院の代表に諮って高等弁務官が任命する方式をとっていた¹⁸。

当時、主席公選に際して、保守の西銘順治候補と革新の屋良朝苗候補が接戦を演じていた。保守勢力の敗北は、（当時の日本本土）佐藤政権が窮地に追い込まれる恐れがあり、沖縄返還を政策課題に掲げる佐藤政権の穏便な返還方針と日米安保体制が野党側からの攻撃にさらされることが予想された。従って、日本政府、アメリカ政府そして琉球政府の推進する段階的な返還方式が有権者の支持を得るのかが課題であった。当時の沖縄の政治動向は、屋良候補の支持拡大が目を追って勢いを増し、保守側にとってはアメリカが中立の立場をとることが有利に作用すると考えられたのである。

本稿の叙述目的は、第二次世界大戦後のアメリカの沖縄統治・政策にある。アメリカの占領政策及び沖縄統治における沖縄の法的地位あるいは領土処理の方式に通底しているアメリカの中立姿勢がいかに曖昧なものであつ

たかを述べる。日本の戦後処理の難題は北方領土、竹島、尖閣諸島問題等に顕著に表れている。とりわけ、尖閣諸島の帰属問題はアメリカ政府の東アジア軍事戦略に関係する重要な意味を持っている。結論を先取りすると、このアメリカ政府の曖昧な姿勢は、同盟関係を結び西太平洋及び東アジアの安全保障に一定の役割を担う日本に対する侮辱であり、傲慢な態度であると言わざるを得ない。

(2) 沖縄返還交渉及び

国務省と参謀本部の対立

沖縄返還交渉は一九六九年一月から七一年六月にかけて行われ、七一年六月一七日に返還協定が調印された。調印式は時差の関係で東京では六月一七日の午後九時、ワシントンで同日午前八時、同時に開催された。アメリカは終戦後、沖縄を七年間占領し、施政権が返還されるまで二〇年にわたって統治した。アメリカ連邦議会上院は、沖縄返還協定の審議および批准勧告を受けて一九七一年一月一〇日、これを批准した。¹⁹一方、日本では国会に沖縄返還協定特別委員会が設けられ、同年

一月二四日賛成多数で批准を可決する。尖閣諸島の地位についても沖縄返還協定に含まれ、日本の領有権は全く疑問の余地なく現在まで推移している。

沖縄返還交渉の過程で最も大きな課題となったのは、施設及び区域（米軍基地）の継続使用ということにあった。²⁰アメリカの立場は当時、ベトナム戦争に関与しており、当然、沖縄返還協定とも無関係ではあり得ない。返還協定合意はそれに先立つ一九六九年一月の「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の共同声明」の中で早期復帰を達成するため、具体的な取決め協議に入ることと合意していた。沖縄返還協定（案）第一条²¹(2)は、既にサンフランシスコ講和条約第三条で日米の相互援助がうたわれ、沖縄返還協定第一条に関連しその一部となる「合意された議事録」が作成され、軍政府民政府布告二七号によって地理範囲が規定されていた。

返還協定は合意に至るまでに紆余曲折を経て、一九六九年一月二二日の佐藤・ニクソン共同声明によって施政権返還合意が実現する。そして、沖縄では復帰準備委員会が設置されるなど準備が整えられる。「共

同宣言」案で争点となったのは、①返還の時期、②施設及び区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適用の要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項の問題、⑤沖縄に投下した米国の資産及び財政金額、等々である。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統領の別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月十五日とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大統領の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制を約束させられている。

尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米軍政府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮古群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄尾嶼、北島、南島などを尖閣諸島に含めている²²。返還交渉の中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国際的な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島が琉球列島の一部として沖縄返還協定の対象範囲に含められると発表されたことが原因であった。尖閣諸島周辺の海底埋蔵資源の調査結果がE C A F Eによって発表されて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発生した。最終的には中華人民共和国（中国）との間におい

ても対立が起こってくる。

施政権返還延期論

返還協定合意が成立する直前の一九七一年三月、台湾の周書楷駐米大使は、國務次官マーシャル・グリーン(Marshall Green)を訪ねて口上書を渡し、尖閣諸島の日本への返還に反対した。同年四月、周大使はニクソン大統領に離任の挨拶をした際にも尖閣諸島の主権を主張した。その後、キッシンジャー大統領補佐官と協議、保釣運動（保衛的釣魚台の略で尖閣諸島の領有を主張する運動）に言及し、日本への返還に反対の意を伝えた。その後、台湾はアメリカ国内で留学生を中心として高揚するナショナリズムを抱えつつ、国際社会では、中国の外交勢に対抗しなければならなかった²³。

また、アメリカ政府は沖縄の施政権返還に際しての尖閣諸島の主権が日本にあることを明確にしていなかった。そのため、台湾の周書楷外交部長（その前任は駐米大使）は、マッコノギー(Walter P. McCaughy)駐台大使に対し台湾の国内状況やアメリカ国内への影響を考慮して、沖縄の施政権返還の移行を延期するという案が現実的観点から見て検討に値するとさえ論じている²⁴。

先述、E C A F E（国連東アジア極東経済委員会）の調査結果は、日本、台湾、琉球政府をはじめとして地域諸国に尖閣諸島海底資源開発の可能性に強い関心を招いた。日本はその後、尖閣諸島に定期的に調査団を派遣し、台湾では一九七〇年七月にアメリカの石油会社パシフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権を認めている。一九七〇年代初頭は沖縄返還協定交渉が本格的に始められる時期に当たり、沖縄返還協定の草案が作成されている。その中でアメリカ側は沖縄返還協定の第一条において対日講和条約第三条の記述にもとづくことが望ましいが、その場合、尖閣諸島問題への言及は避けることとしている⁽²⁵⁾。

沖縄へ施政権が返還されるについては、当時、アメリカ側は台湾との間で尖閣諸島海域の漁業操業問題、中国との間には関係正常化の意図があった。またアメリカ側は実際には、尖閣諸島問題で沖縄返還協定の経済開発担当のケネディ（David M. Kennedy）が返還に反対していた⁽²⁶⁾。アメリカは日本との間に繊維問題を抱え、尖閣諸島が繊維をめぐって大きな問題になっていた。ケネディが求めた尖閣諸島と繊維の取引がニクソンの外交政策の

より大きな取引の中に包摂されたのである。いわゆる糸と縄（沖縄と繊維問題）の交換と謂われる問題で台湾の要請を利用して繊維問題で取引を行うというものであった。

沖縄返還協定は一九六九年十一月の佐藤・ニクソン共同声明及びそれに先立つ日米安保条約を自動的に延長するという路線の選択である。そこで表現される日米関係とくに安全保障の面で日本と極東における役割の質的変化が注目される。新安保条約第六条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与」するための「施設・区域」の使用が許容され、それに従い協定第三条(2)では沖縄の米軍基地の提供が明文化されている。そこで問題となったのが極東の範囲である。沖縄の米軍基地は返還後も従前通り維持し、その行動は核兵器撤去問題、ベトナム戦争での自由出撃のほか謀略部隊駐留の容認など返還以前と変化はなかった。この謀略部隊は地域的には安保条約にいう「日本および極東」の範囲をこえて西太平洋全域で活動している⁽²⁷⁾。

また、沖縄返還交渉で問題となったのが米軍基地をめぐるアメリカの思惑である。沖縄でみられる軍事的使用

を日本との事前協議なしに返還前と同様に完全使用（排他的統治と同意味で使われる用語）を確保することであった。日本の施政権が沖繩に及ぶのであれば、米軍は全く自由に沖繩の基地を使うことができないのではないかということがアメリカ側の懸念するところであった。米軍基地の自由使用と維持が返還協定の内容のすべてに関連する事項となっている。これはアメリカの東アジア軍事戦略にとって必須な要件であった。

沖繩の米軍基地はサンフランシスコ講和条約第三条および安保条約第六条に規定され、沖繩返還協定にも第一条施政権の返還、第三条基地の提供が自動的に延長される。これらは安保条約が規定する極東条項であり、アメリカの軍事戦略が西太平洋全域に及ぶものであることを意味する。したがって、問題は日本の安全保障関連において在日米軍の行動の是非が問われるものであった。一方、一九五〇年代末、アメリカ政府が対日政策の転換を図ったとされる国家安全保障会議文書（第五五一六）は、日本が国内的状況に鑑みアメリカの軍事援助に実質的に依存し続けると分析していた。⁽²⁸⁾同時に、「日本は、防衛力増強には低い優先順位しか与えておらず、米国との同

盟と民主国家であることの協調を国益と考えている。それにより国際的重要性と経済が獲得しやすくなり、米国が防衛してくれると期待できるからだ」⁽²⁹⁾防衛面におけるアメリカの支援を基礎にする日本のアメリカへの依存と甘えの姿勢は今、尖閣諸島問題に対するアメリカの曖昧姿勢として表れている。

中国の恒常的な不法侵入

一九七〇年代初頭、尖閣諸島の海底埋蔵資源調査を契機に領有を主張する台湾と中国漁民の不法侵入が相次ぎ、二〇一〇年には中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件すら起している。現在でも中国漁船の不法侵入は冒頭で説明したように連日行われ、中国漁民の尖閣諸島上陸の可能性が予測されている。⁽³⁰⁾そこでの問題は、アメリカ政府の尖閣諸島に対する関与（態度）が明確に表明されないことであろう。他方で日本の安全保障における戦略の不明確さが尖閣諸島領有権の問題解決を困難なものにしている。

先に述べたように、二〇一二年四月石原東京都知事が尖閣諸島三島の購入計画を発表した。これを聞いた中国共産党対外連絡部長王家瑞は、尖閣諸島が中国の「核心

的利益」であると発表する。³¹ 同年七月、野田政権は尖閣諸島「国有化」方針を発表、九月には日本政府が閣議で尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の国有化を決定する。このように二〇一二年が二〇一一年とは異なる局面に立たされ、中国が尖閣諸島付近の海域を侵犯するのは、実効支配の実績づくりが目的であると発表していた。³²

二〇一二年以降、中国の尖閣諸島海・空域の侵犯は、恒常的に発生している。二〇一二年三月の中国の海洋調査船・尖閣諸島監視船二隻が尖閣諸島沖の日本領海内に侵入したほか、同年一二月領空においても中国海監航空機がはじめて尖閣諸島領空を侵犯した。日本側は自衛隊機八機をスクランブル発進させる事態となった。さらに、二〇一二年の反日騒動の暴力行為よりも重要なのは九月以来、中国の漁船、海洋監視船、漁業監視船が頻繁に日本の領海を侵犯し、一二月には領空侵犯まで始めたことである。近年の主な領海侵犯事件をみると、海上戦力の中国艦艇部隊による太平洋への進出が継続、それに進出経路が多様化していることである。毎年複数回、沖縄本島・宮古島間の海域を通過しているほか、大隅海峡や与那国島と西表島近辺の海域などでも航行が確認されている。

る。このような経路の多様化は、津軽海峡の通過などにも及び、中国は外洋への展開能力を図っているものと考えられる。³³ これは中国海軍の艦艇部隊による太平洋への進出が高い頻度で継続していることをみても明らかである。このような中国公船による日本領海侵犯は常態化している。³⁴

常態化しているだけでなく、中国公船による日本領海への侵入を企図した運用体制の強化は着実に進んでいる。二〇一五年一二月以降、機関砲とみられる武器を搭載した公船も日本領海に繰り返し侵入するようになっていた。このほか中国が尖閣諸島近海に派遣する公船は、大型化が図られ、日本周辺海域での運用能力も向上しているものとみられている。また、中国海空軍航空機の日本領海における活動も活発化し、軍用機の種類も多様化している。早期警戒機（Y-8）、爆撃機（H-6K）、戦闘機（SU-30）等、さらに飛行形態も変化してきている。中国 정부는尖閣諸島をあたかも中国の領土であるかのような形で「東シナ海防空識別圏」を設定し、中国国防部の定める関連の規制に従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨を発表した。³⁵ 同時に、有事を想

定した中国軍の訓練も頻発している。二〇一九年五月、中国軍のJH7戦闘爆撃機が尖閣周辺で、近くを航行する海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施している。

自衛隊の南西諸島への配備・強化

こうした状況に危機感を強める日本政府は、海上保安庁の二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大型巡視船二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めている。沖縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務に質的变化が生じていることに注目をせざるを得ない。七〇年代における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」からアメリカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」に移った点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩代わりが進行し、自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中で密接かつ有機的に組み込まれて行くことを意味する。尖閣諸島海域へは依然、中国船舶の挑発的な派遣が継続しており、二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政策演説で尖閣問題に触れ、「日本の施政権下の尖閣海域に六〇日連続で船を送った」と非難した³⁶。

現在、石垣島・宮古島では陸上自衛隊の配備計画が進んでおり、二〇二〇年度予算案は、石垣・宮古など南西

警備部隊の関連費二二八億円を計上した。これには隊庁舎や体育館建設工事が予定され、同基地には五〇〇〇六〇〇人の警備部隊やミサイル部隊の配備が予定されている³⁷。この石垣島の陸上自衛隊の配備計画は、二〇一九年度予算から倍増の一九一億円を計上、石垣市議会では市有地売却議案に対する反対が相次いだ。市有地売却議案は、防衛省に市有地一三・六ヘクタールの売却とともに市有地八・八ヘクタールの貸付議案を賛成多数で可決した。これについては、「市住民投票を求める会」が有権者の四割に当たる一万筆余りの署名を集め、自衛隊の配備計画の賛否を問う住民投票を求めたが市議会は否決した。また、同会は市を相手に、自治基本条例に基づいた住民投票の実施義務付けを求める訴訟を起こし、現在係争中であり、議論をよんでいる。

宮古市では陸上自衛隊が発足しており、陸上自衛隊の弾薬庫建設工事が進む保良鉦山地区の構内道路などの整備費用で一八億円を盛り込んでいる。陸上自衛隊宮古島駐屯地には、新たに中距離地对空誘導弾（ミサイル）部隊と地对艦誘導弾部隊などが所属する第七高射特科群が配備されることも知られている。同駐屯地に配備され

る隊員は約三五〇人、警備部隊と合わせ約七五〇人規模になる。³⁸ また、尖閣諸島に最も近い与那国島には、沿岸監視隊約一六〇人がすでに配備を済ませている。

一方、海上保安庁の二〇二〇年度予算は、前年度から約七六億円増の総額二二五三億八七〇〇万円を計上した。³⁹ 沖縄関係で尖閣諸島の警備体制強化など二〇八億二千万円を計上した。これには海上保安庁保有で最大級（六五〇〇トン）の船舶二隻を含む、ヘリコプター搭載型巡視船四隻の整備で一一八億二千万円を盛り込んでいる。これには宮古・八重山などの栈橋や岸壁などの拠点整備を要し、沖縄を含め全国的監視体制の強化が新規項目にあげられている。

(3) アメリカ政府の曖昧姿勢

尖閣問題の争点化

先述、一九六九年五月国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の海底調査報告書を契機に尖閣諸島周辺海域では台湾（中華民国政府）、中国（中華人民共和国）、日本という三国絡みの領有権争いが発生、尖閣問題が一

拳に争点化した。つまり、尖閣海域の海底埋蔵石油・ガス田をめぐる争いであり、自国の領海を両中国の大陸棚自然延長説と日本の引く中間線の対立である。領海とは一般に、国家の領有する海域のことで主権を有する部分である。他に、いずれの国家も領有できず支配権も及ぼし得ない海域（公海）および領海と公海の間にあつて国家は、領有できないが支配権を及ぼしうる海域（排他的経済水域、Exclusive Economic Zone : EEZ）に区分される。

日本は一九九六年国連海洋法条約批准とともに領海については直線基線を採用し、同時に排他的経済水域も設定した。日本の領海は、これに基づいて基線から一二海里、二〇〇海里の幅員をもつ海域と定め、日本の主権、漁業管轄権を及ぼすことを定めた。国連海洋法条約は、⁴⁰ さらに領海外側に一二海里、つまり沿岸から二四海里までの带状海域を接続水域とすることも決めた。接続水域は、沿岸国家が通関、財政、出入国管理、衛生等四つの面で管理するために利用する海域であり、これらの法令違反に限り、沿岸国家は不審船を拿捕し、処罰する権利をもっている。さらに、国連海洋法条約は大陸棚につ

いても言及、それによると二〇〇海里を超えても、大陸棚が続くという条件（大陸棚自然延長説）を満たせば、その先最大三五〇海里まで、排他的経済水域（EEZ）の権利を認めると規定している。

そこで中国側（両中国政府）は、大陸棚条約（一九五八年採択、六六年発効）の大陸棚自然延長説の考えに立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大陸国家の排他的経済水域（EEZ）になるという国内法「専管区域及び大陸棚に関する法律」（一九九八年発効）を作った。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の大大陸棚のすべてを両中国の排他的経済水域（EEZ）であると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある沖縄トラフまで大陸棚に含められるとしている。

他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで排他的経済水域（EEZ）を主張出来るようになったことから、これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利用し、「距岸距離説」⁴¹を採用、外国との二〇〇海里経済水域が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的経済水域についても中間線方式を取ることとしている。実際には、日中両国の二〇〇海里はかなりの部分で重なり

合ってしまうので、日本側は国内法に基づき、東シナ海に中間線（日中中間線）を引いたのである。⁴²また、日本側は尖閣諸島を日本の領土に含めて中間線を引くが、中国側はこれを全く認めていない。ここで尖閣諸島の領有問題は、東シナ海の排他的経済水域にかかわる大きな問題となった。

日本の尖閣諸島領有に対する中国の反発

尖閣諸島の領有権争いは、すでに説明したように、一九七〇年代以降、その経緯から返還前の琉球政府、日本、台湾等々の地域諸国が尖閣諸島の資源開発に強い関心を示すようになったことが原因である。七〇年代初期には中国政府はまだ具体的な行動を伴う関与の意図を示していない。海底資源の埋蔵可能性が明らかになって以降、沖縄や台湾では多くの採掘許可申請が出され、日本は尖閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリカのパシフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権を認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周辺海域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上陸や台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。

本土中国が尖閣問題に直接関与してくるのは一九九二

年二月、中国第七期全国人民代表大会常務委員会第二四回会議で「中華人民共和國領海及び隣接区域法」が「台湾及びその釣魚島を含む付属諸島は中華人民共和國に属する島嶼である」と明文化されたことに始まる。これは中国が尖閣諸島に対する領有の意志と立場を一步顕在化させたことを意味する。そして、二〇一〇年に至り、中国漁船が海上保安庁の巡視船と衝突するという事件が起きる。時を経ずして中国本土では反日デモ騒動などが頻発し、武力衝突の危険性ははらんだまま推移することになる。魚釣島には一九七六年に建造された灯台があるが、七七年七月に北小島に第二の灯台が建設され、台風で傾いたこの灯台の修復のために、同年九月政治結社日本青年社の五名が上陸した。これがマスコミに報道されるに⁽⁴³⁾応じて、香港、中国本土、台湾での抗議行動が急速に増えていく。

このような中国の反発は一九九〇年代の経済的發展や愛国主義教育の強化を背景に、第二次世界大戦中に日本が中国大陆で犯した数々の問題について損害賠償を請求するなどの民間の運動が生まれ、その反日活動の一環として領土問題に多くの国民が注目し始める。一方、台湾

の尖閣諸島領有問題への関与のきっかけは一九七〇年代当初のアメリカ国内における台湾留学生の騒動で始まった。これは沖縄の施政権返還により、尖閣諸島の帰属が沖縄諸島とともにアメリカから日本への返還が決まったことがきっかけになった。こうした運動は台湾における尖閣問題についても愛国主義（ナショナリズム）の高揚をもたらし、一九九一年台北県の議會議員四人が魚釣島に上陸、五星紅旗と台湾の国旗青天白日滿地紅旗が掲げられる事件も起きる。⁽⁴⁴⁾この沿岸三国の領有権争いは、沖縄返還協定の合意におけるアメリカ政府の立場が明確にされなかったことが原因となった。アメリカの尖閣問題に対する曖昧な姿勢は、この問題に限らず、占領期を通してアメリカの沖縄統治に常に通底するアメリカの横柄な態度と政策の延長線上にある。その説明の前に、沖縄返還協定におけるアメリカの中立な立場の論拠となった「主権」と「施政権」の違いを簡単にみておこう。

「主権」と「施政権」

尖閣諸島は一九七一年に署名された沖縄返還協定において日本に施政権が返還された地域に含まれている。これに対する中国側の反発はすでに見たように、沖縄返還

協定で魚釣島（中国の呼称は釣魚島）などの島嶼を返還地域に組み込んだことは不法なことであり、中国の同島嶼に対する領土主権を変えるものではないというもので、台湾も反対の意向では同じである。このように中国側と日本の主張が真つ向から対立するのに対して、尖閣の領有権をめぐる紛争が発生した際のアメリカの立場、「この問題は当事国間で解決されるべき問題」として、中立の立場をとることを表明する。⁴⁵⁾

国務省法律顧問チャールズ・シュミッツ (Charles A. Schmitz) が尖閣諸島の領有権について琉球列島米国民政府に問い合わせたところ、「尖閣諸島はアメリカの施政権が及ぶ範囲に含まれている」と答えている。ただここで注意すべきは、シュミッツの報告した領域は主権ではなく、施政権の及ぶ範囲だということである。シュミッツは続けて、「日本の主権に対し、我々がまるで支持を表明しているかのように台湾やその他の国々から捉えられてしまう可能性があった。⁴⁶⁾」アメリカは最終的主権に関して、決断を下す役割を担うべきではないという認識であり、主権は深刻な問題であって、国際司法裁判所が担うべき問題であるという。

「主権」と「施政権」の違いをやや抽象的にいうと、施政権には「所有権 (ownership)」あるいは「管理 (custody)」、「運営 (operations)」の意味がある。施政権の下では、平和維持、警察の指揮、税金の徴収、道路の建設などが行われる。一方、主権とは国際法における用語で「最高権力を有する」という意味になる。なお、サンフランシスコ講和条約あるいは沖縄返還協定における「潜在的な主権」は、正確な意味を持つ法的な用語ではなく、アメリカの沖縄占領当時、将来、条件が整えば再び日本の行政下に置かれると言及することによって、アメリカが沖縄の領土を所有する意図がないことの表明であり、ジョン・フォスター・ダレスによつて考案された政治用語だという。仮に、サンフランシスコ講和条約締結時に、日本とアメリカの間に実効性のある取決めが結ばれ、そこで沖縄の基地存続と主権、施政権とともに認めなければ、日本が沖縄を保有することは可能であったかもしれない。したがって、潜在主権はあくまで口頭による当時のアメリカの見解の表明であり、調印した条約のように法的拘束力のある国際合意ではなかった。⁴⁷⁾

アメリカ政府の中立政策の意向が初めて明確に述べら

れたのは、沖縄返還を間近に控えた一九七〇年二月、マクエルロイからシュミッツ宛の書簡においてである。ちなみにシュミッツは沖縄返還協定の交渉チームの一員であり、マクエルロイ (Howard M. McElroy) は国務省東アジア太平洋局日本部に勤め、エリクソン日本部長を補佐して沖縄返還交渉に取り組んでいた。そのマクエルロイの書簡の中に、沖縄返還協定の草案に対する日本部の見解が示された箇所があり、「第一条…対日講和条約第三條で使用された記述に従うことが好ましい。ただし、尖閣問題への言及はさけることとする」⁽⁴⁸⁾と述べられている。

米軍駐留の正当化―米軍訓練区域の設定

沖縄返還構想においてアメリカが沖縄に見出した価値は、唯一自由に使用できる基地の存在である。そのために、日本の防衛努力を支援し、他方でアメリカの政策に対する日本の「肩代わり」を期待した。アメリカ政府の東アジア戦略には当然、軍事の「要石」としての沖縄の地政学的要件が大きく作用した。アメリカ政府が尖閣諸島の領有権について中立の立場をとった背景には、中国と台湾に対する政治的配慮のほかに、米軍の沖縄駐留

を正当化しようとする意図があったものと思われる。尖閣諸島等沖縄近辺に領土係争が存在すれば、その意図は正当化されるのである。⁽⁴⁹⁾

ニクソン政権の米中和解と米中関係正常化への動きおよび一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明では日本の安全保障と台湾の安全を結びつけた台湾条項を組み込んだ。つまり、同政権は日本に向けては中国の脅威を強調し、他方で中国に対しては軍国主義の復活という日本の脅威を全面に掲げ、米軍の沖縄駐留、日本本土駐留を日中相互に承認される構図を巧みにつくり出したのである。すなわち、アメリカ政府の曖昧戦略は、日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍の沖縄駐留を正当化するという、いわゆるオフショア・balancing (offshore balancing) 戦略の一つの典型例である。⁽⁵⁰⁾

一九五五年アメリカ海軍は久場島を射撃場にし、翌五六年には大正島を砲撃演習場に指定するなど、沖縄本島と同様、軍事的に利用していた。アメリカ政府はその後、尖閣諸島海域について別の問題で関心を持っていた。それは沖縄返還後も赤尾嶼と黄尾嶼を射爆訓練区域に指定し継続使用するとした米軍の計画への日本政府と日本

のメディアがそれにどう反応するかという点であった。アメリカ政府は尖閣の領有問題にかかわらないという立場をとっているものの、射撃訓練を維持したいという計画が日本の尖閣諸島領有権の支持につながることでになり、同時にアメリカが日本の立場を支援するという構図になるのは明らかであった。

これらの射撃訓練区域は沖縄返還後、日米地位協定にもとづき提供される施設および区域のリストに含まれている。このリストはアメリカが日本側に提供したもので日米合同委員会⁵¹での承認が必要であった。日本政府は米軍による射撃訓練区域の継続使用を日本の領有権の主張に対するアメリカ側による支持と解釈していたが、そのことをアメリカ政府は懸念していた。結局、アメリカ政府はこの点を踏まえて一九七〇年代末までに尖閣の射撃訓練区域の使用を停止することを決定している。尖閣諸島は単なる岩と小さな島ではなく、アメリカの東アジア軍事戦略にとってきわめて重要な場所に位置している。⁵²仮に、もしここが中国の実効支配下に入り、中国軍がレーダー基地を設置でもすれば、アメリカ軍の展開能力は大幅に削がれ、逆に中国軍の展開能力は大きく向上、

沖縄本島は容易に戦略（戦術）目標になる。そうすると、米軍の沖縄駐留が難しくなる恐れが生じる。

繰り返しになるが、本章の叙述目的はアメリカが尖閣諸島の帰属問題に対して中立の立場を表明、曖昧な姿勢に終始したことの理由、背景の検討である。それにはまず同盟関係にある中華民国（台湾）への融和策があり、次いで中国本土との関係正常化を企図し、ニクソン訪中を控えて米中関係の進展が大きく影響したものと思われる。日中関係では尖閣問題の棚上げのもとで日中平和友好条約締結交渉がすすんでいた。そして、そこにおけるアメリカの意図（本音）は西太平洋における安全保障及び東アジア軍事戦略のみにあり、ただ三国絡みの軍事衝突に巻き込まれるのを避けたいというものであった。

つまり、アメリカは将来想定される日中間の領有権争いに巻き込まれなくなかったからである。歴史的経緯がどうであろうと、管理国としてただ単に本来の日本の施政権を返還しただけだということである。この巧みな立場によって、三つの当事国に嫌われることなく、その後何年も続きそうな論議に不関与の立場をとることを保証されることになったのである。

注

(1) 芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年
十二月二〇日、一五七頁

尖閣諸島の領有権は沖繩返還交渉と密接に結びついている。クリティカル・デート (critical date 決定的期日) は、一九七一年六月一七日沖繩返還協定調印の前後に設定されている。その前日までの事実は国際裁判所によって証拠として援用され得るが、それ以後のものは審査の対象とならないので、証拠許容限界期日とも訳される。

(2) 直近では、二〇一〇年三月二二日中国海警局の船四隻が尖閣諸島周辺の領海外側にある接続水域を航行しているのが海上保安庁の巡視船によって確認されている。また、一月一五日石垣市主催で「尖閣諸島開拓の日」式典が開催されたが、市長の式辞で昨年 (二〇一九年) の中国公船による領海侵入がのべ一二六隻、接続水域での確認日数が二八二日であることが報告されている。〔沖繩タイムス〕三月二二日)

(3) 加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来るのか」自由社、平成二三年 (二〇一〇年) 十二月一日、一二〜七〇頁

尖閣諸島沖の衝突事件は、事件の発生から船長逮捕、日本の対処に対する中国の反応と強烈な報復措置の発効、そして船長の釈放までを時系列的に検証している。

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策 (山城)

(4) 西牟田靖「ニッポンの国境」光文社新書、二〇一一年七月、一九九〜二〇〇頁

日本の強硬な手段に中国はすぐに反応、矢継ぎ早な対抗策に出る。一日、中国は対抗手段としてガス田に関して交渉中止を発表、一九日、閣僚級の交流中止の発表、二三日には日本のメーカー社員を軍事管理地域に侵入したとして拘束、同日、レアアースの対日輸出停止が判明する。

(5) 横山宏章、王雲海「対論! 日本と中国の領土問題」集英社新書、二〇一三年一月、一八頁

(6) 25 December 1953, Civil Administration Proclamation No27, Geographic Boundaries of the Ryukyu Islands

米国民政府布告二七号に先立って、一九四六年五月一日、海軍軍政府から沖繩諸島の知事に向け、先島諸島の統治領域について指令が発せられている。また、一九五二年二月二九日、米国民政府布告六八号は琉球政府の食料供給に際して管轄地理的領海区域を経緯度により指定している。そして、一九五三年一月米国民政府布告二七号は、第一項で琉球列島の地理的境界をつぎのように規定している。

North Latitude	124° 40'	East Latitude
28° (北緯、以下同)		(東経、以下同)
24°	132°	〃
24°	133°	〃
27°	131° 50'	〃
27°	128° 18'	〃
28°	128° 18'	〃

thence to the point of origin

- (7) 琉球列島の地理的境界については、民政府布告六八号「琉球政府章典」(Provisions of the Government of the Ryukyu Islands) 後述の民政府布令一二号「群島組織法」(The Concerning of the Organization of the Gunto Government) 一九五〇年八月民政府布令一二五号「琉球列島出入国管理令」(Control of Entry and Exit of the Individuals into and from Ryukyu Islands) 一九五四年二月、等で規定。
- (8) 矢吹晋「尖閣問題の核心」花伝社、二〇一三年一月二五日、四八頁(資料6 カイロ宣言)
- (9) 緑間栄「尖閣列島」ひるぎ社、一九八四年三月一五日、一〇九頁
- 沖縄諸島の地理的境界(管轄区域)については、米国民政府の一連の布告及び布令の中で明らかにされている。
- (10) 斎藤道彦「日本人のための尖閣諸島史」双葉新書、

- 二〇一四年一月一九日、一五六頁
- (11) 山田吉彦「日本の国境」新潮新書、二〇〇五年二月二〇日、二〇～二二頁
- (12) 豊下櫓彦『尖閣問題』とは何か」岩波書店、二〇一二年一月一六日、六三～六七頁
- 尖閣諸島の領有権問題で「中立の立場」を採るというアメリカの「あいまい」戦略は、日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍のプレゼンスを正當化する、いわゆる「オフショア・balancing」(offshore balancing) 戦略の一つの典型例である。この戦略は、現在の対ロシアの北方領土紛争にもみられる。
- (13) Robert D. Eldridge “The Origins of U.S. Policy in the East China Sea islands Dispute: Okinawa’s Reversion and the Senkaku Islands” Routledge, 2014 (吉田真吾、中島琢磨訳「尖閣問題の起源」、名古屋大学出版会、二〇一五年四月二五日、四頁)
- (14) 緑間栄「沖縄返還交渉史」、一九五三年『南島文化』第五号、沖縄国際大学南島文化研究所
- (15) ロバート・エルドリッチ邦訳、前掲書、四～六頁
- (16) ロバート・エルドリッチ、「オキナワ論」新潮社、二〇一六年一月二〇日、三七頁
- (17) 我部政明「日米関係のなかの沖縄」三一書房、一九九六年八月二二日、一七四頁
- (18) Executive Order 10713, June 5, 1957, “Providing for

Administration of the Ryukyu Islands”のアイゼンハワー大統領の「琉球列島行政令」は、一五項にわたって規定され、冒頭では対日平和条約第三条にもとづき領海を含め領土に関して行政・立法・司法の権限のすべて及び一部を合衆国が行使用することを表明する。第八項で、琉球政府行政主席が立法機関代表との協議の後、高等弁務官により任命されるとなっている。

(19) ロバート・D エルドリッチ、前掲書「尖閣問題の起源」、一一八～一一九頁

沖縄の返還は、交渉の過程でアメリカ側交渉チーム駐日首席公使のスナイダー (Richard L. Snider) とシュミッツ (Charles A. Schmitz) の間で意見の不一致があった。沖縄返還はアメリカ側交渉チームの間で奄美諸島や小笠原諸島の返還プロセスのように二国間の行政協定によるか、正式な条約によるかで議論があった。結局、シュミッツの主張する条約案が選択され、国務省は小笠原返還の前例が適用される法律論をとるべきではなく、上院に承認を求めるべきだと論じた。

(20) 緑間栄、前掲論文、一六頁

ベトナム戦争のエスカレーションにつれて、アメリカの北ベトナム爆撃が開始（一九六五年以降）され、在沖米軍基地はベトナム戦争遂行の前進中継基地、兵站部の物資集積所及び訓練場としての役割を果たしていた。とりわけ、嘉手納空軍基地には大型給油機KC135が配備さ

れ一九六八年二月以降、B52が常駐するようになりベトナム向け、直接発進していった。このような状況のなかでB52撤去、日本復帰運動（沖縄返還運動）が高まり主席公選運動等へと高揚していく。

(21) ロバート・エルドリッチ、前掲書、三二〇頁、資料2「合意された議事録」

(22) “MG.Ordinance Number 22, The Law Concerning the Organization of the Gunto Governments,”

同布告は一八一条に及ぶもので、群島政府の地理範囲、行政管轄区域、住民の権限及び義務と責任、群島知事・副知事の任命と罷免、選挙管理委員会、立法、司法・裁判制度、保健衛生、労働・福祉、警察組織と警察長官の任務、歳入と予算、基金制度、地方自治等々、多岐にわたっている。その第一条c、dで宮古郡島と八重山群島の小島境界が緯度経度で指定されている。

(23) ロバート・エルドリッチ、前掲書、一五五～一五八頁

塩田純「尖閣諸島と日中外交」講談社、二〇一七年四月一三日、九五～九六頁

(24) ロバート・エルドリッチ、同書、一七五～一七六頁
アメリカ国務省は中華民国（台湾）政府に対して、アメリカが尖閣諸島を日本に返還することを公式に伝えていた。それを受けアメリカ各地で台湾留学生のデモ騒動が拡大し、沖縄返還の妥当性が問題視されるようになる。

アメリカで暮らす中国人の間では日本製品のボイコットを含め、反日感情とともに反米感情の高まりが予想された。

(25) 同書、一二四頁

(26) 同書、一八一～一八九頁

ケネディは一九六九年一月から七一年一月、財務長官を務めた後、無任所の大使に任命されていた。ニクソン大統領は当時、日本との間に繊維問題を抱えており、ケネディ大使の提案は台湾の協力を得るため繊維問題で取引を行い、引き換えに尖閣諸島の日本への引渡しを拒否しようとするものであった。当時、台湾は日本と同様、アメリカとの間で繊維製品の対米輸出規制の問題があった。同時に、台湾には特定先端技術軍事製品（F-4戦闘機）の提供が強調されていた。台湾側はこの問題を解決する方法が沖縄返還協定にもとづく尖閣諸島を日本の施政権下に移すことを取りやめることだと確信していた。

(27) 日本評論社「法律時報」一〇月号、昭和四十六年九月二八日、臨時増刊（沖縄協定）

沖縄返還協定は沖縄にあるアメリカの極東向けの戦略的謀略放送VOA（Voice of America、アメリカ国務省が行う世界各局向け海外放送で、一九四二年発足。海外一か所にある海外中継基地の一つ）の存続をみとめているし、台湾との軍事海底ケーブルの存在も明らかに

なっている。その他、アメリカの極東戦略実施のための特殊部隊がある。陸軍アジア特殊活動軍第一特殊部隊（グリーンベラー）、空軍第三六七戦略航空団（SR 71戦略偵察機、KC 135給油機）、海兵隊第三水陸両用部隊（キャンプ・コートニー）、陸軍第七心理作戦部隊（牧港）、陸軍混成サーブिस・グループ、陸軍太平洋情報学校（ズケラン）、等々である。返還協定では、これら諸部隊の取り扱いについては、一切ふれられていない。

(28) 我部政明「日米安保を考え直す」講談社現代新書、二〇〇二年五月二〇日、一二二頁

(29) 同書、一二三頁

(30) 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一日、地元紙には最直近の五月九日に領海侵入した中国海警局の船二隻が領海外側の接続水域に出たと報じている。中国公船は八日にも一時侵入し、尖閣周辺での領海侵入は三日連続、今年一〇回目。第一管区海上保安本部は、一〇日接続水域でも中国海警局の別の船二隻を確認している。

(31) 斎藤道彦「尖閣問題総論」創英社／三省堂書店、二〇一四年三月一〇日、九二頁

(32) 同書、八九頁

(33) 同書、一一八頁

(34) 平成二九年版「防衛白書」、一一八頁
中国の海上法執行機関所属の公船には中国国務院公安

部「海警」、国土資源部国家海洋局「海監」、農業部漁業局「漁政」、交通運輸部海事局「海巡」などがあげられる。二〇一三年三月、「海巡」を除くこれら四つの機関を統合し、新たに国家海洋局として再編、「中国海警」（「海警」）の名称により実施方針が決定され、同年七月、中国海警局が正式に発足した。但し、「海警」は二〇一八年軍最高指導機関の中央軍事委員会の指揮下にある武装警察に編入された。トップに海軍少将が就き「第二海軍」とも呼ばれる。

(35) 同書、一二三頁

(36) 「沖縄タイムス」二〇一九年一〇月二六日

(37) 「沖縄タイムス」二〇一九年二月二日

(38) 「沖縄タイムス」二〇二〇年三月二四日

(39) 「沖縄タイムス」二〇一九年二月二日

(40) 芦田健太郎、前掲書、二一九～二二〇頁

国際連合は一九五八年、第一次国連海洋法会議を開催し、いわゆる領海条約、公海条約、漁業保存条約、大陸棚条約四つの海洋法条約を採択した。前二者が慣習法の法典化であり、後二者が新事態に対応する新国際立法であった。しかし、漁業上の利害対立で領海の幅を決めることができず、六〇年の第二次国連海洋法会議も失敗に終わった。その後、一九六八年国連海底平和利用委員会が設けられるなど海洋法の全面的な見直しが始まり、二〇〇海里領海、領海外の排他的経済水域などが提案さ

れた。これらを背景に多くの国が二〇〇海里経済水域法や二〇〇海里漁業水域法という名の国内立法を作った。こうして、第三次国連海洋法会議における紆余曲折した議論を経て、一九八二年に国連海洋法条約が成立した。

(41) 日暮高則「沖縄を狙う中国の野心」祥伝社、二〇〇七年一月五日、五七～五八頁

日本は一九九六年国連海洋法条約を批准したのを受けて国内法（海洋法）二〇〇海里説、（距岸距離説）を採用、その年の六月に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定した。

(42) 孫崎亨「日本の国境問題」ちくま書房、二〇一一年五月一〇日、八四～八五頁

(43) ロバート・エルドリッチ、前掲書、九一～九五頁

一九七〇年九月二日、中華民国の国粋主義者たちが台湾水産試験場の船で魚釣島に上陸し中華民国旗、いわゆる青天白日滿地紅旗を立てた。さらに彼らは、旗ポールの土台の岩石に「万歳蒋介石」など国府を支持する文言を記した。その後、米国民政府から指示された琉球政府は、中華民国国旗を回収し、その時周辺にいた台湾船にこの海域から退去するよう警告を発し、写真を撮影している。回収された国旗は石垣島から那覇に移送され、屋良主席のもとに届けられた。また、撤去した国旗の保管に問題が生じるが、台湾国旗は駐台アメリカ大使館の

トーマス参事官から外交部雷愛玲北美司副司長に手渡された。その後、尖閣諸島に中華民国国旗を掲げようという試みは何度もあり直近では二〇一二年四月に起きている。

(44) 同書、一二八～一二九頁

ニクソン政権の国務省報道官マックロスキー (Robert M. McCoskey) が一九七〇年、記者会見でアメリカの立場について質問を受けた時に答えたもので、アメリカはあくまで中立の立場を保持するというものであった。アメリカの中立の立場はその後、何度も繰り返し表明されている。

(45) 塩田純、前掲書「尖閣諸島と日中外交」、八三～九一頁

(46) Robert D. Eldridge, "The Origins of the Okinawa in Postwar US-Japan Relations, 1945-1952, Garland Publishing, Inc. pp214～215

(47) 塩田純、前掲書、八八頁

(48) Robert D. Eldridge, *Ibid.*, p-124

(49) 原貴美恵「サンフランシスコ条約の盲点」、溪水社、二〇〇五年一〇日、二七八～二七九頁

(50) 豊下櫛彦、前掲書、六三頁

(51) 「米軍の施設・区域の提供および返還の決定、民事・刑事事件に関する事故対策、電波周波数、電波障害問題、気象、航空機騒音対策、など日米地位協定に関して協議

することを任務とする組織」(沖縄大百科事典、下一一七頁)。日本政府とアメリカ政府間の安全保障、防衛問題をめぐる協議機関である。日本国代表は外務省北米局長、米国代表は在日米軍司令部参謀長で構成され、それぞれ複数の代理代表および職員団をとまなう。沖縄との関係でいうと、米軍基地と関連した多くの問題、例えば、軍事演習による被害の問題、基地の返還や返還後の跡地利用の問題、基地の存在によって阻害される地域開発の問題等々多岐にわたる。合同委員会の発足時期は日米地位協定締結の時期と一致しない。日米地位協定に法的根拠をもつが、その発足は連合軍占領時代の末期までさかのぼる組織である。

(52) Robert D. Eldridge, *Ibid.*, p-232